

令和3年第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月9日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所仮庁舎2階会議室
3. 出席委員 11名
中村英子 安田鷹嗣 谷山次則 木村良一 田代和弘
齋藤英次 境 良一 松下清史 鎌賀和夫 加悦雅浩
宮本久美子
4. 欠席委員 1名
太田桂子
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 安田鷹嗣 谷山次則
6. 議 事
 - (1) 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案第25号 農地法第5条の許可に係る事業計画変更承認申請について
 - (5) 議案第26号 農用地利用集積計画の同意について
 - (6) 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
 - (7) 報告第6号 農地の許可不要届の報告について

上村局長 それでは定刻となりましたので令和3年第6回の総会を開催いたします。

 本日は、太田委員が欠席ですが、定数の過半数をこえますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、境会長からご挨拶をお願いいたします。

境会長 さる6月21日に、県の総会が開催され森会長が勇退され、益城町の岩村会長が就任されました。また、本日はご欠席ですが、太田委員が、県のJA女性部の会長、全国の副会長に就任されましたのでご報告いたします。昨年の球磨・人吉豪雨発生から一年となりました。今年も静岡県で多数の死者でる様な豪雨災害が発生しています。皆様がおかれましても、天候が一転二転と急変する天候で、何かとご足労の時期ではありますが、どうぞ、宜しくご審議のほどお願い致します。

上村局長 ありがとうございます。次に議長選出になっております。宇土市農業委員会会議規則第5条により、境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するという事によろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、安田委員さんと谷山委員さんをお願いします。
それでは、ただいまより議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。確認委員さんには説明をお願いします。
それでは、今月の議案審議をお願いします。
議案第22号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番と2番は関連しますので、併せて確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号1番2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番と2番については関連しておりますので、併せて補足説明いたします。

申請地までの通作距離は約 1km、農業年数はありませんが、農機具を一部所有し、作業は委託することによって、主たる作物は、稲、野菜になります。経営面積についても、2親等までの経営面積を含んでよいことになっており、申請者の父が 3000 m²以上の経営面積を所有しておりますので、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので1番2番については承認致します。以上、議案第22号について2件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第23号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員の田代委員より説明をお願いします。

田代委員 申請番号1番については、先日、私を含め4名の委員と事務局で現地確認しました。申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 委員からの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明いたします。地図は、3ページです。
申請人は、走瀉町に居住する個人ですが、現在、公道への出入口として使用している土地は隣接者との共有地で、隣接者から売り渡しして欲しいと相談されており、将来通行できなくなることから、公道への出入口を確保するため、今回の転用となりました。
申請者の既存の宅地面積は、おおむね 500 m²を超えておりますが、宅地から公道への通路として必要な部分であると考えますので、転用可能と考えられます。なお、申請地は平成10年頃から農地として活用しておらず、始末書添付の案件です。
申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と思われますが、不許可の例外である「集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可することは可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員からのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。以上で議案第23号について1件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第24号、「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の鎌賀委員から説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明いたします。地図は、8ページです。

申請人は、網引町で不動産業を営む法人であり、申請地は網津小学校、住吉中学校が近く、子育て環境に恵まれた地域であり、JR・バス通日も近く、交通の利便性に優れていることから、住環境に適した地域であると考え、今回の転用申請となりました。

なお、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と思われませんが、不許可の例外である「集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可することは可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。次に、申請番号2番について確認委員の鎌賀委員から説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号 2 番について補足説明いたします。地図は、8 ページです。
申請人は、網津町に居住する個人であり、当申請地の北側に居住しているが、以前から不足していた駐車スペースを確保し、住環境を整えようと考え、今回の転用申請となりました。
なお、申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と思われませんが、不許可の例外である「集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可することは可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号 2 番については承認をいたします。次に、申請番号 3 番について確認委員の鎌賀委員から説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号 3 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号 3 番について補足説明いたします。地図は、8 ページです。
申請人は、網津町に居住する個人であり、当申請地の北側に居住しているが、現在、父母 2 世帯で暮らしていることもあり、不足している駐車スペースを確保するとともに、子どもが遊ぶための庭と家庭菜園等を作るスペースを確保しようと考え、今回の転用申請となりました。
なお、申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と思われませんが、不許可の例外である「集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可することは可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 3 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号3番については承認をいたします。次に、申請番号4番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について補足説明いたします。地図は、9ページです。申請人は、松原町で不動産業を営む法人であり、申請地周辺が、保育園、小学校、病院、市役所、郵便局等の生活インフラが充実しており、生活していく上で利便性が高く、居住に適した場所であると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号4番については承認をいたします。次に、申請番号5番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号5番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号5番について補足説明いたします。地図は、10ページです。申請人は、熊本市南区で土木・建築業を営む法人であり、近年、受注が多く、資材置場が不足しており、宇土市の営業所付近で資材置場に適した土地を探していたところ、申請地は、幹線道路沿いで、資材保管およ

び運搬に最適な立地であると考え、今回の転用申請となりました。
なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号5番については承認をいたします。次に、申請番号6番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号6番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号6番について補足説明いたします。地図は、11ページです。
申請人は、岩古曾町に居住する個人であり、現在、親と同居している家の隣に、親が所有している土地があり、家族も増え、手狭になったため建物を増築しようと考え、今回の転用申請となりました。
なお、既存の宅地面積がおおむね500㎡を超えており、本来は増築できませんが、申請地は接道がなく一軒家を建てられない上、個人住宅を一軒建てるのと同じだけの必要性があるため、個人住宅2軒分の面積での敷地拡張ができると考えられます。
申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号6番について、委員さんのご意見はありませんか。

中村委員 使用賃貸権設定となっているがどの様なことか。

事務局 渡人と受人が、娘婿の関係にあるため使用貸借となっている。

- 境会長 他にご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 申請番号6番については承認をいたします。次に、申請番号7番について確認委員の田代委員から説明をお願いします。
- 田代委員 申請番号7番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。
- 境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号7番について補足説明いたします。地図は、12ページです。申請人は、走潟町に居住する個人であり、譲受人の夫が大工業を営んでおり、業務用の車両を増やす予定があり、車両管理の面でも自宅に隣接した場所が必要となるため、今回の転用申請となりました。申請地は譲受人が購入し、夫に使用貸借します。転用申請は宅地に隣接する農地だけですが、今回、その農地と隣り合う宅地も一緒に購入する予定であり、既存宅地面積と今回購入する農地及び宅地を合わせると、概ね500㎡を超えておりますが、車両が増える予定であり、駐車場として必要な面積であると考えますので、転用可能と考えられます。申請地は、平成10年頃から農地として活用しておらず、始末書添付の案件です。なお、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と思われませんが、不許可の例外である「集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可することは可能です。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号7番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 申請番号7番については承認をいたします。次に、申請番号8番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。
- 中村委員 申請番号8番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおり

でありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号 8 番について補足説明いたします。地図は、13 ページです。申請人は、北段原町に居住する個人であり、現在、借家住まいで手狭なため、マイホームを建築しようと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第 3 種農地になります。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 8 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号 8 番については承認をいたします。次に、申請番号 9 番について確認委員の谷山委員から説明をお願いします。

谷山委員 申請番号 9 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号 9 番について補足説明いたします。地図は、14 ページです。申請人は、栗崎町で不動産業などを営む法人であり、申請地は都市計画第一種中高層住居専用地域であり、住宅地として適した場所であると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第 3 種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 9 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号 9 番については承認をいたします。次に、申請番号 10 番につ

いて確認委員の谷山委員から説明をお願いします。

谷山委員 申請番号10番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号10番について補足説明いたします。地図は、15ページです。こちらは、議案第25号 事業計画変更の 申請番号2の関連案件になります。

申請人は、三拾町で不動産業を営む法人であり、申請地は宅地化が進む地域に近接し、若い世代の家族が増加傾向にある中、戸建て住宅について需要があると考え、今回の転用申請となりました。

なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号10番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号10番については承認をいたします。以上で議案第24号について10件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第25号、「農地法第5条の許可に係る事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は、17ページです。申請者、目的、権利の移動、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。当初計画では、転用目的が資材置場でしたが、今回、宅地分譲地とする事を再計画されたため、事業計画の変更を申請されています。以上です。

続けて申請番号2番について説明いたします。こちらは、議案第24号の申請番号10番に関連する案件になります。地図は、18ページです。申請者、目的、権利の移動、土地の所在は、議案書記載のとおりです。当初計画では、2区画の宅地分譲地への転用でしたが、隣接地についても、別途所有者より土地売却の依頼があり、当該隣接地も含めての10

区画の宅地分譲の計画に変更したため、事業計画の変更を申請されました。

なお、新規で追加された土地は、転用許可が出されていないので、今回、農地法 5 条で転用と権利移動の許可申請を行っています。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 25 号は承認します。続きまして、議案第 26 号「農地利用集積計画の同意」について事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。21 ページをご覧ください。

これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき、宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。

借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。

54 番・55 番は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の再設定です。現在の契約期間が満了するための再契約となります。なお、55 番につきましては他の農地の利用権設定期間と合わせるため、このような存続期間となっています。

56 番から 58 番につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権の設定です。この内 58 番につきましては、親子間での経営継承を行うためのものです。

57 番につきましてご説明いたします。57 番は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権の設定です。前回の総会において、同じ貸し手・借り手・借り受け候補者の利用権設定がありましたが、貸し手も借り受け候補者も、当初は利用権設定を行う農地が 1 筆と認識していたところ、その後、その農地が合計 4 筆であることを確認されたので、残る 3 筆について利用権を設定するものです。賃料は前回の総会において結果的に 4 筆分の賃料を記載しておりましたので、今回はありません。

なお、存続期間は、前回の総会において設定した利用権設定期間と合わ

せるため、このような期間となっています。以上です。
利用権の設定の合計を報告します。24 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の合計が2万282 m²、樹園地が2万4,822 m²、合計4万5,104 m²となっています。次に25 ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第6回総会時点での令和3年の累計は、利用権の設定が24万4,800 m²、所有権の移転は2万7,314 m²です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第26号は承認します。続きまして、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」事務局より説明をお願いします。

事務局 今回の合意解約については、報告いたします。
番号1番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目は田、面積は466 m²で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和3年5月25日付け、双方の合意により解約となっております。以上です。

境会長 事務局より説明がありました。ご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第5号は承認します。続きまして、報告第6号「農地の許可不要転用届出の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。28 ページをお開きください。
番号1番、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。携帯電話基地局設置のための転用になります。
農地面積2,216 m²のうち4 m²を転用するものです。
これは、農地法施行規則第53条第14号において、中継施設又はこれらの施設を設置するために、必要な道路もしくは索道の敷地に供する場合は、農地法第4条及び5条の許可が不要とされていますので、報告する

ものです。以上です。

境会長 事務局より説明がありました。ご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第6号は承認します。以上で予定しておりました案件はすべて承認いたしました。これをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

上村局長 ありがとうございます。それでは、閉会のご挨拶を鎌賀副会長にお願いいたします。

鎌賀副会長 以上で第6回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 安田 鷹嗣 印

議事録署名人 谷山 次則 印